

をお知らせします

6月23日に設置された2つの特別委員会は
この調査報告をもって解散されました。

バス路線対策特別委員会

委員会設置の目的

現在、大村市は第4次行政改革大綱及び実施計画並びに第2次財政健全化計画を策定し、財政再建団体転落の危機を回避すべく様々な取り組みが計画されておりあります。しかし、平成18年6月定例市議会において、1億2千万円もの地方バス路線維持費補助金が計上され、今後さらに増加することが明らかであり、今後の大村市の財政運営に大きな負担となることが憂慮されます。このため、本特別委員会は、今後のバス路線対策の調査検討を目的に設置を決定されたものです。

委員会の調査結果

第1回の委員会を平成18年6月23日に開催し、以後平成18年8月17日までに5回の委員会を開催し、県営バスの各路線維持費補助金内容や県営バス、東彼杵町営バスの運営状況など、

経過報告

平成18年6月23日

- ・ 正副委員長の互選について

平成18年7月12日

- ・ 過去5年間の補助内容の推移について
- ・ 県営バス市町単独補助について
- ・ 大村営業所の勤務実態について
- ・ 損益状況について
- ・ 平成17年度県営バス生活路線維持費補助金内訳（全路線）について

平成18年7月21日

- ・ 平成17年度県営バス生活路線維持費補助金内訳（全路線）について
- ・ 損益状況について
- ・ 大村営業所の乗務員数の推移について
- ・ 東彼杵町営バスについて
- ・ 乗降調査について

平成18年8月8日

- ・ 路線バス維持に対する各市の考え方について
- ・ 運行路線（区間）の廃止及び減便について
- ・ 交通局平均給与について

平成18年8月17日

- ・ 最終報告書について

様々な角度から調査検討をしてみました。その中で、a路線経常経費のうち、従来の県交通局負担分20パーセントについても大村市での負担という正式な申し出があったということ、5千万円もの負担増が見込まれることが判明し、県営バスに対するさらなる経営努力を切望する意見ができました。

革による地方交付税の減額等、さらに厳しい財政状況が予測される中、本特別委員会としては、これ以上の財政負担は回避しなければならぬと判断します。市当局は、バス路線の廃止、減便もやむを得ないとの考えであるが、本委員会としても、現在の財政状況を勘案すれば、市当局の判断も止む無しと考えます。

しかし、通学者、高齢者等の交通弱者に対し、大きな支障が出るのは明らかであり、事前の市民への十分な説明と配慮は当然であり、種々の代替手段の検討も急務であると考えます。また、総合計画の中に位置付けされている公共交通機関としての役割

平成18年8月28日

委員長	廣瀬 政和
副委員長	田崎 忠義
委員	田中 昭憲
同	辻 勝徳
同	今村 典男
同	馬場 重雄

特別委員会の調査結果

焼却炉メンテナンス調査特別委員会

委員会設置の目的

市の焼却炉メンテナンスに関する事業費等について、緊急に調査検討を要するため、設置されました。本特別委員会における特定事件は、事業費の精査方法と、随意契約の妥当性の2点です。

委員会の調査結果

その2点を検討するため、主管課から焼却炉に関する説明や報告を受けるとともに、現地調査も実施しながら、精力的に審議を進めてきました。具体的な調査検討事項は、県内他市の焼却炉の設置運営状況、大村市と同規模の焼却炉を設置している市の設置運営状況、平成15、16年度の委託・補修工事の状況、長期補修・更新工事計画、ランニングコスト等です。

まず、事業費の積算については、予算要求時と実際の工事設計書作成時と2つに分けて、考えなければなりません。予算要

求時においては、前年度の点検結果や補修状況等を考慮しながら、請負業者と清掃課技術管理者が十分協議検討のうえ、翌年の概算額を設定されています。請負業者の見積書でも、内容について、一般的な部材については物価単価表で確認し、特殊な部材については他市に照会するなどして精査し、数回取り直しを行うなどして、市も主体的に関わっています。実際の工事設計書作成時には、部材算定には複数業者から見積徴収の上最低価格を採用し、労務費については県の公共労務単価を使用するなど、問題となる事項は存在しておりません。

また、契約については、地方自治法施行令第167条の第2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法で締結されておりました。理由については、性能保証を担保することの重要性及び、短期間に的確に施工することの重要性から競争入札に適さないということとです。一般競争入札に出来る部分については、既に実施されていますが、随意契約の部分については、焼却炉

に関する周辺特許というものが、各メーカー・各部分毎に違う現状で、焼却炉に対する影響を予測できないのであれば、操業中止や停止は許されない市の立場としては、やむを得ないと判断します。

それから、現在の焼却炉については、長崎県のごみ処理広域化計画の関係で、平成30年まで稼働させることを前提に、長期補修・更新工事計画を策定され、それにある程度沿った形で、各年度の予算というものも考えられております。市におかれましては、引き続き炉の安全性、延命化及び契約の透明性等を確保しながら管理運営を行うと同時に、尚一層の経費節減の努力をして頂くことを強く要望致し

ます。

以上、本特別委員会と致しましては、継続7回にわたり慎重に審査を重ねた結果、事業費の精査方法及び随意契約の妥当性については、概ね適正であると判断し、調査事項については、それぞれの目的を達成しましたので、本報告をもって終了と致します。

平成18年8月28日

委員長	宮本武昭
副委員長	田中秀和
委員	村上秀明
委員	大崎敏明
委員	久野正義
委員	松崎鈴子
委員	前川賢二
委員	永石賢二

経過報告

平成18年6月23日
・正副委員長の互選について

平成18年7月10日
・清掃課現地視察、他市の焼却炉メンテナンス状況説明等について

平成18年7月14日及び20日
・県内及び類似都市の状況について
・ごみ処理施設機械清掃及び機器点検業務委託、焼却炉処理施設機器補修工事について

平成18年8月2日
・焼却炉メンテナンス長期計画等について

平成18年8月17日及び23日
・焼却炉メンテナンス調査特別委員会の最終報告について